

診療情報開示を希望される患者さんへのご案内

当院では、「新潟大学医歯学総合病院診療情報開示実施要項」に基づき診療情報の開示を行っております。
開示申請にあたり、下記をご一読の上お手続きくださいますようお願いいたします。

■ 開示できる診療情報

平成 12 年 4 月 1 日以降に当院で作成されたもので、当院が保管する次の診療情報

- ① 診療録（看護記録を含むか含まないか確認）
- ② 検査記録
- ③ 画像記録（CT, MRI, X-P）
- ④ その他患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録

※上記期間以前に作成されたカルテ等であっても、保管され関連のあるカルテは開示可能です。

■ 開示請求のできる方

①患者本人（成年で判断能力がある場合）

②患者の法定代理人

※患者が満 15 歳以上の場合、原則として患者の同意が必要です。

③患者の親族（一親等）

※患者が成年で判断能力に疑義がある場合（原則同意が必要です）、患者自身が閲覧できない状態になった場合又は患者が死亡した場合に限ります。

■ 開示申請の方法

- ・開示を受けるには当院所定の様式にご記入いただき、公的に本人、代理人等であることが証明出来る書類と同意書又は委任状を併せてご提出いただきます。
- ・開示には約 1 ヶ月程度の時間を要しますので余裕を持って申請してください。
- ・また、開示することが患者さんの利益に反する場合や、患者本人以外からの申請があった場合等、診療情報を開示できない場合がございますので予めご了承ください。

■ 開示の方法

開示の方法は閲覧または写しでの交付によります。

■ 開示に伴う諸料金（写しでの交付の場合）

診療情報開示を受ける際には、開示準備完了日によって当院所定の下記料金（税込）が発生します。

2019 年 10 月 1 日から（診療録等 1 枚あたり複写料 ¥ 22 円、光ディスク 1 枚あたり ¥ 2,939 円）

【本件担当】

新潟大学医歯学総合病院 医事課 医事総括係

TEL : 025-227-2023

受付 : **9:00~12:00/13:00~16:00**（平日）